

令和6年12月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

《 目 次 》

- 議案 第160号 福島市市民農園条例の一部を改正する条例制定の件 2頁
- 議案 第164号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（所管分） 3～4頁
- 議案 第152号 令和6年度福島市一般会計補正予算（所管分） 5～7頁
- 議案 第172号 指定管理者の指定の件（公設地方卸売市場） 8頁
- 議案 第157号 令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算 8頁
- 報告 第25号 専決処分報告の件(専決第24号 損害賠償の額の決定並びに和解の件) 9頁

農政部・農業委員会

議案第160号 福島市市民農園条例の一部を改正する条例制定の件

農業への理解・関心を高め、農業担い手のさらなる創出が図れるよう、市民農園の使用要件を緩和する改正を行う。

【主な改正内容】 使用者及び使用期間の拡充

項目	改正前	改正後
使用者	世帯単位（市内）	①個人単位（市内） ②事業所等の法人、団体（市内） ③市内への通勤者・通学者 ④規則で定める者（※）
使用期間	3年以内	5年以内

○改正後は、区画に空きがある場合などの一定要件に合致すれば更新可能

（※）規則で定める者の想定

- ・ 移住相談者
- ・ 二地域居住者
- ・ 地域の活動団体
- ・ その他市長が必要と認める者

【施行】

令和7年4月1日から

議案 第164号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（所管分）（市場管理課）

（福島市公設地方卸売市場条例の一部改正）

第4条 福島市公設地方卸売市場条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第4項第6号イ、第14条第4項第6号イ及び第24条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

1 新旧対照表

新	旧
<p>（卸売業務の承認） 第7条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2～3 略 4 市長は、第1項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (7)～(8) 略</p> <p>（仲卸業務の承認） 第14条 市場内において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2～3 略 4 市長は、第1項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (7)～(8) 略</p>	<p>（卸売業務の承認） 第7条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2～3 略 4 市長は、第1項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (7)～(8) 略</p> <p>（仲卸業務の承認） 第14条 市場内において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2～3 略 4 市長は、第1項の規定による承認をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1)～(5) 略 (6) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの (7)～(8) 略</p>

新	旧
<p>(関連事業者の設置及び承認) 第24条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、市場施設において業務を営むことを承認することができる。 (1)～(2) 略 2 略 3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) 略</p>	<p>(関連事業者の設置及び承認) 第24条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、市場施設において業務を営むことを承認することができる。 (1)～(2) 略 2 略 3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。 (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) 略</p>

2 条例の施行日 令和7年6月1日 ※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行日

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費

(単位 千円)

細目	細々目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
地域農政対策費	凍霜害対策事業費	0	2,865	2,865	-	-	農林業振興基金 2,865	-	

◇ 凍霜害対策事業費 2,865

○ 負担金補助及び交付金

2,865 (ふくしま未来農業協同組合)

※気象観測センサー更新経費5,730千円の1/2を支援

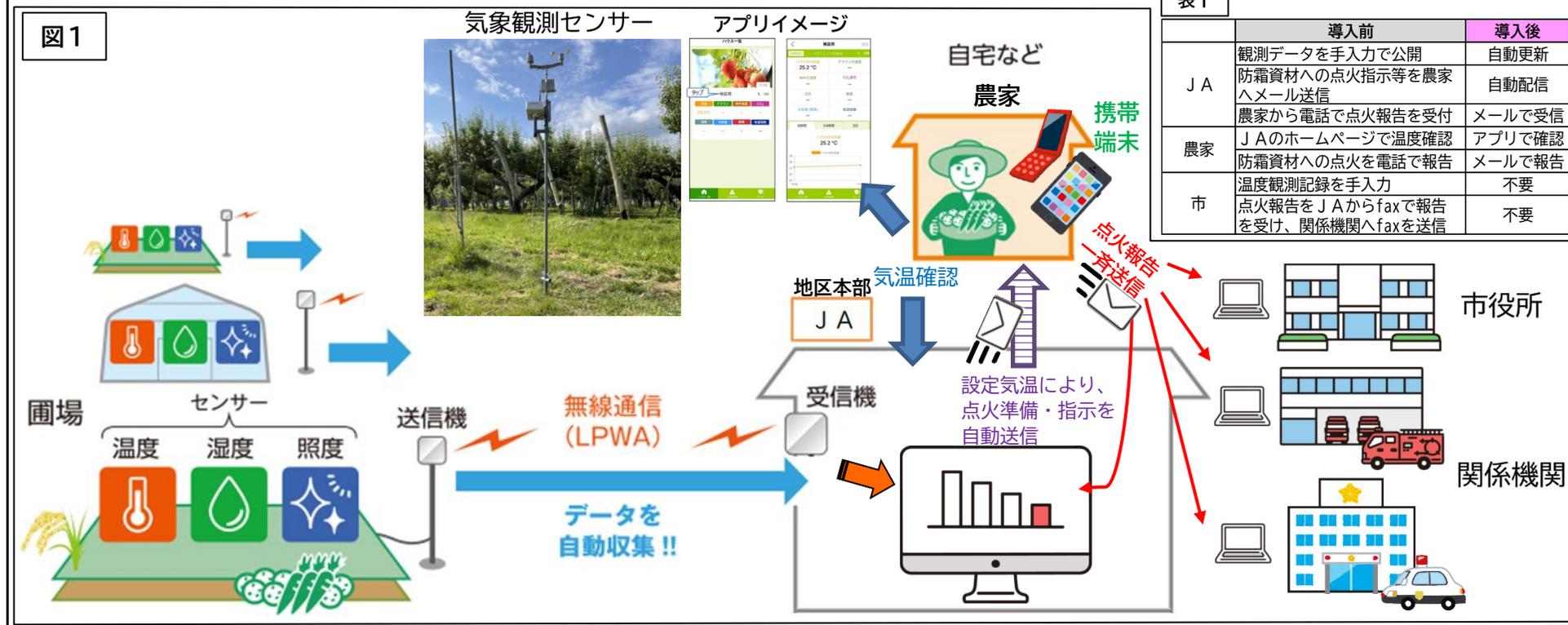
補正予算説明書
歳入 P. 6
歳出 P. 10

【概要】

市防霜対策本部の防霜観測システム(JA)のICT化を支援することにより、農家の利便性向上並びに市防霜対策本部の事務負担の軽減及び、経費の削減を図る。

表1

	導入前	導入後
JA	観測データを手入力で公開 防霜資材への点火指示等を農家へメール送信 農家から電話で点火報告を受付	自動更新 自動配信 メールで受信
農家	JAのホームページで温度確認 防霜資材への点火を電話で報告	アプリで確認 メールで報告
市	温度観測記録を手入力 点火報告をJAからfaxで報告を受け、関係機関へfaxを送信	不要 不要



(農業企画課)

(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	

近年、頻発する豪雨や地震などの自然災害リスクに対し営農者が自ら備える必要性が高まっている。
 こうした中、農業経営におけるリスク対策として有効な収入保険については加入初年度の費用負担が加入件数増加の障害となっていることから、令和5年度から令和7年度までの3年間を「特別加入推進期間」と位置づけ、加入初年度に限り保険料への助成割合を引き上げ、一層の加入促進を図る。

議案書 P. 11
 補正予算説明書
 歳出 P. 14

○債務負担行為(追加)

事 項	期 間	限度額
収入保険新規加入にかかる保険料補助 (市内農業者)	令和6年度から 令和7年度まで	農業保険法第2条に規定する農業経営収入保険において令和7年を保険期間に含む保険関係により初めて被保険者となった場合の保険料に2分の1を乗じて得た額

○債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書補正(追加)

事 項	限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期間	金額	令和6年度	令和7年度以降	特定財源				
						金額	金額	国・県支出金		地方債
収入保険新規加入にかかる保険料補助 (市内農業者)	農業保険法第2条に規定する農業経営収入保険において令和7年を保険期間に含む保険関係により初めて被保険者となった場合の保険料に2分の1を乗じて得た額	-	-	-	令和7年度	限度額に同じ	-	-	-	全 額

【参考】市内農業者における収入保険加入実績等

(単位：件、円)

保険期間	令和4年(実績)		令和5年(実績)		令和6年(見込)		令和7年(見込)	
	全体	うち新規加入者	全体	うち新規加入者	全体	うち新規加入者	全体	うち新規加入者
加入件数	348	48	379	41	407	38	457	50
平均保険料	115,142	96,153	107,432	79,068	102,459	71,377	108,692	75,000

(農業振興課)

議案第152号 令和6年度福島市一般会計補正予算（所管分）

- 7 -
(単位 千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明		
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
○債務負担行為（追加）					(単位：千円)				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 議案書 P. 11 補正予算説明書 歳出 P. 14 </div>		
事 項		期 間		限度額							
放射性物質吸収抑制対策事業費		令和6年度から令和7年度まで		8,361							
○債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書補正（追加）											
・放射性セシウムの水稲への移行をより効果的に抑えられるカリ肥料を水稲作付農家へ配布するために要する経費（震災後初めて作付けするほ場）											
(単位：千円)											
事 項		限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額			左の財源内訳			一般財源
			期間	金額	金額	期間	金額	特定財源			
放射性物質吸収抑制対策事業費（水稲）		112	-	-	-	令和6年度	112	112	-	-	-
対象地区		面積 (ha)		施用量 (kg)		・事業実施主体 ふくしま未来農業協同組合					
市内全域 (震災後新規作付するほ場)		1.180		708							
・放射性セシウムの牧草への移行をより効果的に抑えられるカリ肥料を牧草作付農家へ配布するために要する経費 (単位：千円)											
事 項		限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額			左の財源内訳			一般財源
			期間	金額	金額	期間	金額	特定財源			
放射性物質吸収抑制対策事業費（牧草）		8,249	-	-	-	令和7年度	8,249	8,249	-	-	-
対象地区		面積 (ha)		施用量 (kg)		・事業実施主体 ふくしま未来農業協同組合 福島県酪農業協同組合					
市内全域 (除染等実施牧草地)		83.55		42,610							

(農業振興課)

議案書 P51
補正予算説明書 P37～P38

「福島市公設地方卸売市場」指定管理者候補者の選定結果について

指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市公設地方卸売市場
取扱区分	公募
団体の名称	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会
団体の代表者	会長 石本 朗
団体の住所	福島市北矢野目字樋越 1 番地
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで (3カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	295,879 (管理運営経費645,697 利用料金等収入349,818)
団体の事業概要	① 消費者対策事業 報道機関を活用した生鮮食料品、花き類の市場情報提供などの広報活動 ② 福利厚生事業 会員各社社員の健康管理及び教養娯楽事業などを実施 ③ 衛生保全事業 市場内の清掃、ごみ搬出、廃パレット及び産業廃棄物処理業務の実施 ④ 市場活性化対策事業 市場開放イベント及び出前講座の開催
現行の取扱区分	公募（一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会）
備考	

債務負担行為設定額の内訳

(単位：千円)

年度	R7年度	R8年度	R9年度	3カ年計
支出(管理運営経費)	214,917	215,223	215,557	645,697
収入(利用料金等収入)	116,606	116,606	116,606	349,818
差引(指定管理料)	98,311	98,617	98,951	295,879

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月22日	現場説明会	1 団体参加 ・時間：午後1時30～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月23日～26日	質問書の受付	質問なし
3	8月1日	質問に対する回答	「福島市公設地方卸売市場」分は該当なし
4	8月2日～19日	指定申請書受付 (市場管理課)	1 団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 (市役所7階701会議室)	1 団体面接 ・時間：午前11時～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月30日	第1次審査 (農政部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月11日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・農政部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

・「一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会」／最終合計点：65.25点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.90点
② 施設利用者サービスの観点に立った施設利用促進	15%	4.95点
③ 指定管理料(費用)の設定	15%	4.50点
④ 効率的な施設の維持管理	20%	7.40点
⑤ 関係法令等の遵守体制	15%	4.80点
⑥ 社会的価値の実現	10%	2.90点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.05点
合計	100%	32.50点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		65点
上記採点結果に【前指定期間評価による加点】(+0.25点を加点)した最終合計点		65.25点

専決第24号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1、事故発生の日付 令和6年8月7日(水)
- 2、事故発生場所 福島市上鳥渡字街道北10番地の1
- 3、相手方の住所 福島市上鳥渡字街道北10番地の1
- 4、相手方の氏名 有限会社 高浪ボデー製作所 代表取締役 菅野 信弘
- 5、事故状況等 農業企画課職員が、上記場所において、ニホンザル捕獲のため社屋屋根裏に入った際、天井板やダクト(下図③~⑤)を破損した。
- 6、損害賠償額 物件損害額 300,300円の10/10 300,300円
- 7、和解の内容 1、本事故については、損害賠償額を上記の通りとし、両当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て請求争訟等を行わない。

①事故発生場所(位置図)



②サル迷入場所



③天井板踏み抜き



④天井板ひび割れ



⑤空調ダクト踏みつけ

